

令和2年3月5日

各部局等の長 殿

理事・事務局長 関 靖 直

新型コロナウイルス感染症に罹患した職員及び濃厚接触者等となった職員の就業上の措置について（通知）

新型コロナウイルス感染症への本学の対応については、「新型コロナウイルス感染症への北海道大学における当面の対応について（令和2年2月7日総長職務代理通知）」が発出されているところ、令和2年1月28日付けで新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）が公布され、本年2月1日から施行されたことに伴い、当該感染症に罹患した職員及び濃厚接触者等となった職員の就業上の取扱い並びに報告等については、下記のとおりとしますので、貴部局等に所属する職員に周知願います。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、本通知についても必要に応じて見直しを行う場合がありますことを申し添えます。

おって、令和2年3月4日をもって、「職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について（令和2年2月17日理事・事務局長通知）」は廃止します。

## 記

### 1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した職員の就業上の措置

#### (1) 就業禁止

新型コロナウイルス感染症と診断された職員（無症状の場合を含む）は、就業規則に基づき「就業禁止」とする。

#### (2) 就業禁止の期間

診断された日から医療機関により治癒したと診断される日又は保健所により指示された療養期間を満了する日のいずれか遅い日までとする。

#### (3) 罹患した場合の報告

職員は、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、電話又は電子メールの方法により、次に掲げる事項について、所属部局の人事担当者に報告すること。

また、報告を受けた人事担当者は、総務企画部人事課厚生労務室（労務管理担当）に対して別記様式1をパスワード設定のうえ、電子メールの方法により報告すること。

なお、別記様式1の記載事項は、機微な個人情報であることから、国立大学法人北海道大学個人情報管理規程（平成17年海大達第65号）に則り、適正に管理すること。

- ① 診断日
- ② 受診した医療機関

- ③ 現在の状況
- ④ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ⑤ 診断日前1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無（渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名）
- ⑥ 症状が現れた日（無症状の場合は検体採取日）の2日前以降における本学の関係者との接触の状況（授業、会議の出席状況を含む。）
- ⑦ 今後の見通し等に係る医師、行政機関等の所見

## 2. 濃厚接触者等となった職員の就業上の措置

本学の職員が、新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者等となった場合における就業上の取扱いについて、以下のとおりとする。

### (1) 対象者

次のいずれかに該当する者

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づき行政が実施する積極的疫学調査の結果、濃厚接触者<sup>\*1</sup>とされた者
- ② 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）により、陽性者と接触したことが確認された者
- ③ 本学の職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合において、部局等の長が職場内における感染拡大防止のため、必要と認める範囲の者（上記①及び②の者を除く。）  
※別添「濃厚接触者の定義について」を参考に判断すること。
- ④ 上記①～③に準ずる者として部局等の長が職場内における感染拡大防止のため、必要と認める範囲の者

### (2) 在宅勤務

上記2.(1)に掲げる者は、在宅勤務とする。

ただし、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の取得を妨げるものではない。

### (3) 在宅勤務の期間

#### ① 上記2.(1)①に掲げる者

新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日の翌日から7日間とする。

ただし、保健所からの指示内容等を踏まえ、必要に応じて延長又は短縮することがある。

#### ② 上記2.(1)②に掲げる者

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）により、陽性者と接触したことが最後に確認された日の翌日から7日間とする。

ただし、次に掲げるいずれの要件にも該当する場合にあっては、PCR検査の結果が「陰性」と判明した日までとする。

i) 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状<sup>\*2</sup>がないこと

ii) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）により、陽性者と接触したことが最後に確認された日以前7日間以内に、家族、友人、職場の関係者その他の身近な場所において接した者の中に「新型コロナウイルス感染

症に罹患した者」又は「新型コロナウイルス感染症が疑われる症状<sup>※2</sup>がある者」がいないこと

iii) PCR 検査を受け、その結果が「陰性」であること

③ 上記2.(1)③に掲げる者

新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日の翌日から7日間とする。

ただし、当該者の健康状況等を踏まえ、必要に応じて延長又は短縮することがある。

④ 上記2.(1)④に掲げる者

部局等の長が職場内における感染拡大防止のため、必要と認める期間

(4) 濃厚接触者等となった場合の報告

① 上記2.(1)①及び②に掲げる者

職員は、電話又は電子メールの方法により、濃厚接触者等となった旨を所属部局の人事担当者に報告すること。

また、報告を受けた人事担当者は、所定事項について濃厚接触者等となった者に確認の上、総務企画部人事課厚生労務室(労務管理担当)に対して別記様式2をパスワード設定のうえ、電子メールの方法により報告すること。

なお、別記様式2の記載事項は、機微な個人情報であることから、国立大学法人北海道大学個人情報管理規程(平成17年海大達第65号)に則り、適正に管理すること。

② 上記2.(1)③及び④に掲げる者

人事担当者は、部局等の長が濃厚接触者等と判断した者について、総務企画部人事課厚生労務室(労務管理担当)に対して別記様式2をパスワード設定のうえ、電子メールの方法により報告すること。

なお、別記様式2の記載事項は、機微な個人情報であることから、国立大学法人北海道大学個人情報管理規程(平成17年海大達第65号)に則り、適正に管理すること。

(5) 在宅勤務期間中の健康観察

在宅勤務期間中は、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、発熱、呼吸器症状、倦怠感が現れた場合には、医療機関又は行政の相談窓口<sup>※3</sup>に相談すること。相談の結果、PCR 検査を受け、検査結果が「陽性」となった場合は、上記1.(3)により報告すること。

なお、在宅勤務措置終了後であっても、新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日の翌日から10日間は健康状態の確認を行うこと。

※1 「濃厚接触者」とは、次に掲げる者をいう。

- ① 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む。)があった者
- ② 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 患者(確定例)の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ 手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策な

して、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

※<sup>2</sup> 「新型コロナウイルス感染症が疑われる症状」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 上記①以外の者で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合（解熱剤などを飲み続けなければならない場合を含む。）

※<sup>3</sup> 「相談窓口」は、北海道、札幌市又は居住地の自治体のホームページを参照のこと。

[参考；北海道のホームページ]

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/koronasoudantoiawase.html>

【相談窓口】	電話番号	開設時間
◆札幌市保健所 (新型コロナウイルス一般相談窓口)	0570-085-789	9時00分～21時00分 (土日祝も含む)
◆旭川市保健所	0166-25-1201	24時間
◆函館市受診・相談センター	0120-568-019 (フリーダイヤル)	24時間
◆小樽市発熱者相談センター	0570-080185	24時間
* 上記以外にお住まいの方		
◆北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター	0120-501-507 (フリーダイヤル)	24時間

総務企画部人事課厚生労務室

労務管理担当

内線 2398、2399、3216

E-mail [syokuin@general.hokudai.ac.jp](mailto:syokuin@general.hokudai.ac.jp)

## 参 考

一部改正 令和 2年 5月19日

一部改正 令和 2年 6月30日

一部改正 令和 2年11月12日

一部改正 令和 2年11月20日

一部改正 令和 4年 1月24日

一部改正 令和 4年 2月 3日

## 報 告 書 ( 罹 患 者 )

令和 年 月 日報告

所 属 部 局			
職 名			
氏 名		年 齡	歳

① 職員からの報告日	令和 年 月 日 ( )
② 診 断 日	令和 年 月 日 ( )
③ 受 診 医 療 機 関	
④ 現 在 の 状 況	
⑤ 発熱及び咳などの呼吸器 症状等の現れた日	令和 年 月 日 ( ) 発現した症状等：
⑥ 診断日前1ヶ月以内 における海外渡航歴の有無	( 有 ・ 無 ) ※有の場合は下記事項を記載 ①期間 ②国名・都市名
⑦ 症状等の現れた日(無症 状の場合は検体採取日)の 2日前以降における本学の 関係者との接触の状況(授 業、会議の出席状況を含 む。)	最終入構日：令和 年 月 日 ( )
	立入施設の消毒実施 ( 有 ・ 無 ) 消毒実施日：令和 年 月 日 ( )
	※濃厚接触者(想定される者を含む。)に対して情報提 供を行うことへの同意の有無 ( 有 ・ 無 )
⑧ 今後の見通し等に係る 医師、行政機関等の所見	

## 報 告 書（ 濃厚接触者等 ）

令和 年 月 日報告

## 1. 職員が濃厚接触等した罹患者の情報

①区 分	学内者・学外者・接触確認アプリ（COCOA） ※学内者の場合は、②以下を記載（学外者の場合も必要に応じて確認）
②所 属 等	
③職 名 等	
④氏 名	

## 2. 濃厚接触者等となった職員の情報

No.	所属部局	職 名	氏 名	在宅勤務期間	PCR検査を受ける 場合の受検予定日	検査 結果
1				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日	
2				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日	
3				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日	
4				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日	
5				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日	
6				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日	
7				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日	
8				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日	

※罹患者が学内者の場合、濃厚接触者等の特定は、当該罹患者からの情報に基づき各部局において行うこと（保健所による疫学調査が行われる場合を除く）。

※PCR検査に関する情報は、判明次第、追記して報告すること。

## 濃厚接触者の定義について

【本学を含む事業所において、濃厚接触者としてリストアップされる状況】

(前提)

- ① 陽性者と手の触れることのできる距離（約1m以内）
- ② 必要な感染予防策なし（お互いにマスクなし、又は陽性者がマスク着用なし、マスクを正しく着用できていない状態）



①かつ②の状況で、15分以上の「接触があった状態の者」※。

※ 「接触があった状態の者」とは、会話、飲食、喫煙、換気の悪い室内で空間を共有、休憩室で寝具を共有、車に同乗、のうち1つでも該当する者をいう。

（出典：札幌市保健所「接触者のリストアップと対応方法」より抜粋）

(参考) 濃厚接触者とは

感染可能期間（陽性者が発熱や呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間）に陽性者と接触した者のうち、次に該当する者

- ・ 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・ 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等から感染の可能性を総合的に判断する）

（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より抜粋）